

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 福井 英昭

### 定期監査及び行政監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

#### 記

1 監査の種類

令和2年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等にかかる令和2年度の事務の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、令和元年度決算において収入未済のある債権の管理状況や、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等について会計事務の状況を調査した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
産業観光部 商工観光課 光秀大河推進課 農林振興課 農地整備課	令和2年 9月 8日から 令和2年11月13日まで	令和2年10月 8日 令和2年10月12日 令和2年10月15日
農業委員会事務局		令和2年10月15日
会計管理室 財産管理課 会計課	令和2年10月 1日から 令和2年12月 4日まで	令和2年11月 6日
上下水道部 総務・経営課 お客様サービス課 水道課 下水道課		
市立病院		
健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 健康増進課	令和2年10月 9日から 令和2年12月28日まで	令和2年11月25日 令和2年11月27日
こども未来部 子育て支援課 保育課		令和2年11月26日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 産業観光部

以下の各課に係る令和2年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 商工観光課

クラウドファンディング「京都・カメチケ！」支援金収入について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 光秀大河推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 農林振興課

農用地等証明手数料について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 農地整備課

農道占用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあつた。

占用料の額及び徴収の方法について準用する亀岡市道路の占用に関する条例には、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は切り捨てると定められているが、100円未満を切り捨てて徴収されていた。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 農業委員会事務局

令和2年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

耕作等証明手数料について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあつた。

亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 会計管理室

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 財産管理課

特に指摘する事項はなかった。

イ 会計課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 上下水道部

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（水道事業会計）

水道施設に係る行政財産目的外使用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあつた。

亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程には、使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てると定められているが、1円単位まで徴収されていた。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

(5) 市立病院

令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

病院事業用行政財産の目的外使用について、使用許可申請書が提出されておらず、使用許可書の交付も行われていないものが数件あつた。

亀岡市病院事業用行政財産使用料規程には、行政財産を目的外使用しようとする者は、使用許可申請書を病院事業管理者に提出し、管理者は、その内容について調査し使用許可書により使用を許可すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(6) 健康福祉部

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 地域福祉課

特に指摘する事項はなかった。

イ 障がい福祉課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 高齢福祉課

特に指摘する事項はなかった。

エ 健康増進課

広域予防接種事業業務委託契約について、ワクチン接種に係る委託単価及び審査支払業務に係る手数料単価の積算根拠が不明確であった。また、必要経費予定額の積算に係る人数の根拠が不明確であった。

積算根拠となる資料を伺書に添付するなど根拠を明確にされたい。

(7) こども未来部

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 子育て支援課

児童扶養手当返還金について、調定処理ができていなかった。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 保育課

特に指摘する事項はなかった。

以上が産業観光部等における令和2年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査においては、本市に事務局を置き、各団体や実行委員会等の会計事務を本市職員が取り扱っている事案について聞き取りを行った。確認した主な内容は、不正や事故防止の観点から、現金、預金通帳等の管理や帳簿等の整備が適切に行われているかなどである。

監査の結果、概ね適切に処理されていたが、一部の団体の事務において、預金通帳や印鑑等の保管、金庫等の鍵の管理などに、不適切な事案が見受けられた。

預金通帳や印鑑については、互いの牽制機能が働くように保管は別々にし、鍵については管理職を含めた複数の職員で管理し、十分なチェック体制を整えてもらいたい。また、現金の職場保管については、不正や事故防止の面だけでなく防犯等の安全性のために、直接、現金を取り扱うのではなく、口座振替等の通帳による管理へ変更を検

討されたい。併せて、出納簿と通帳原本による金額等の確認は管理職が定期的に行われたい。

現況、公金の管理は、財務会計規則や窓口収納現金取扱基準などによって厳格に運用されているが、職務上、本市職員が会計事務を取り扱っている団体等の現金、預金等については規則等の適用対象外であり、公金に準じる処理基準等もなく、所管課の裁量に委ねられている。しかしながら、事故等が発生した場合、担当職員に加え本市の管理責任が問われることになる。その団体等の現金、預金等についても、公金同様に厳格な取り扱いに留意すべきである。人的リスクを低減し、問題の発生を未然に防止するためにも、公金に準じた処理基準や実務マニュアルの整備等を検討し、チェック機能が働く体制の改善を図られたい。